

# 高崎商科大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 高崎商科大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は学則等に明記され、それらをより具体的なレベルに落とし込んだ「人材育成の方針」がホームページに明記されている。その概要等が学生便覧等に記載され、学生はじめ学内外に適切に周知されている。

目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映している。第 2 期中期計画において改訂されたミッションとビジョンを踏まえて学修成果を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改訂している。

これらの作業は社会情勢に対応して進められ、使命・目的及び教育目的の見直しが精力的に行われてきたことを示している。教育目的を達成するために、教育研究組織が設置され活動している。

#### 〈優れた点〉

○社会の変化に対応して建学の精神を捉え直し、ミッションやビジョンを改訂することで、学科の改組の内実を確かなものにし、その結果、着実な定員確保につなげていることは高く評価できる。

#### 「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき入試が適切に実施され、学生数は確保されている。入学者増に対応したクラス編成や教室変更、開講科目数の調整を行い教育の質を確保している。

教員の教育改善に努め、教員相互による授業参観などの FD(Faculty Development)に取り組んでいる。成績不良の学生に対し、個別に面談を行い原因の把握、問題解決のための助言を行い、中途退学防止に努めている。キャリア支援では、キャリアコンサルタントの有資格者による相談体制を整えている。卒業時のみならず、1 年経過、3 年経過後にキャリア支援の満足感や要望を確認するアンケート調査を行っている。学生の健康面に関しては保健師が常駐する保健室や心の悩みについての「学生生活支援室」を設置している。

校地、運動場、校舎、図書館をはじめ各種の施設は適切に整備され、加えて、アンケート等により、学生の満足度や意見を知り、設備や体制を改善する取組みも行っている。

#### 「基準 3. 教育課程」について

大学、大学院ともにそれぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知

を行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定の各基準についても、新カリキュラムを踏まえ策定と周知を適正に行っている。

カリキュラム・ポリシーの策定と周知についても適正に行われ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も担保されている。教養教育は基礎教育科目が配置され社会人基礎力、問題解決力を構成する三つの能力及び 12 の能力要素を明示的に科目内容に盛り込む工夫をしている。

令和 6(2024)年度から授業時間及び回数が変更され、半期 100 分×14 回授業制が導入されており、アクティブ・ラーニングの実質化に寄与している。年 1 回全員参加の FD 研修会が実施されている。学生の学修状況・意識調査、外部アセスメントテスト、卒業生評価アンケート、学生生活・満足度に関するアンケートなどが実施されている。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

大学協議会、大学教授会及び大学院教授会並びに各委員会は各種規則に基づき適切に運営され、それぞれの役割を担い、学長のリーダーシップのもとで教育活動に取り組んでいる。教員数は設置基準を満たしている。教員の採用及び昇任については規則に定められ、教員の職務実績を客観的かつ継続的に把握することで、教員の能力開発、指導育成を行い、公正な人事管理と学校組織の活性化を図っている。

「FD 推進委員会」を中心として大学の FD 活動が組織的・全学的な活動として行われている。各学期終了時に学生による授業アンケートを実施しており、評価結果は各教員にフィードバックされ、授業改善につなげている。

研究環境は適切に準備され、研究倫理についても規則を整備し研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準を定めて運用している。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を策定し、建学の精神、使命・目的、各組織のあり方等を明確にするとともに、その適合状況を継続的に測る体制となっている。人権に関わる規則、また、危機管理上必要な諸種の規則・マニュアルを整備し、必要な周知を行っている。

法人の意思決定を円滑に行うため「企画調整会議」を設置しており、その構成メンバーは理事長、法人本部長、大学等各設置校の長となっており、また大学における「大学協議会」には法人本部長が参加しており、法人と大学と緊密な関係が築かれている。監事及び評議員は寄附行為の定めに従い選任され、適切な職務執行がなされている。

事業活動収支における経常収支差額も安定して収入超過を確保するなど、良好な財務基盤を確立している。会計処理に当たって、学校法人会計基準に基づき「経理規程」及び「経理規程施行細則」を定め、適正に処理されている。

#### 〈優れた点〉

○法令で求められる情報に加え、教育関係のデータやアンケート結果などをホームページで積極的に公開していることは評価できる。

## 「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証の方針」が大学協議会で令和 5(2023)年 6 月に確定されている。内部質保証の責任は大学協議会が担うこととした上で、具体的活動推進は恒常的な組織である自己点検・評価委員会が行うとされている。

教育活動が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき適切に機能しているか多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的としてアセスメント・ポリシーが定められている。毎年自己点検評価書を作成し、ホームページにおいて情報公開している。IR 推進委員会を設置し、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルにおいて多分野にわたる具体的なデータを総合的に収集・活用し、ホームページで公開している。

大学の内部質保証についてはアセスメント・ポリシーにより、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的に実施している。学生の意見、外部有識者の意見を取入れる努力をしており、多角的・積極的に質保証に取り組んでいる。

総じて、中長期計画のもと、三つのポリシーの見直しを進め、周知も行っている。特に、数多くの教育情報までホームページで積極的に分かりやすく公開するなど情報公開に熱心である。また、その前提となる内部質保証も PDCA サイクルを構築し継続的改善を図るように計画され、そのように運営されている。学生受入れについては、学部・学科の改組の成果により定員を確実に確保し、財政基盤も安定している。経理研究所などの機関が整備され、学修支援面で機能し成果を挙げている。特に、大学独自の基準にも触れられているように、経理研究所では学生が熱心に学修し、公認会計士試験等において成果を出している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.課外プログラム」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

**【評価】**

基準項目 1-1 を満たしている。

**〈理由〉**

使命・目的及び教育目的は学則等に明記された上、それらをより具体的なレベルに落とし込んだ「人材育成の方針」がホームページに明記されている。また、その概要が学生便覧に記載されている。

目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映し、特に、第2期中期計画において改訂されたミッションとビジョンを踏まえて学修成果に反映されている。

これらは社会情勢などに対応しており、使命・目的及び教育目的の見直しが精力的に行われてきたことを示している。地元企業、自治体との企業連携・地域連携を推進する取り組みもあり、地域に密着した教育機関として学生募集に成果を挙げている。

**〈優れた点〉**

○社会の変化に対応して建学の精神を捉え直し、ミッションやビジョンを改訂することで、学科の改組の内実を確かなものにし、その結果、着実な定員確保につなげていることは高く評価できる。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

大学の使命・目的及び教育目的の策定に当たっては法人役員会、大学協議会、教授会、学内委員会、センター会議等の合議体の複数で協議、報告が行われており、役員及び教職員が関与している。それらは学則、学生便覧、ホームページ等で周知されている。

第2期中期計画の策定においては、社会情勢の変化に応じた分析を行った上で建学の精神を捉え直し、ミッションとビジョンを改訂している。ミッションに基づき教育目的が定められており、中期行動計画の教育に関する目標として反映するとともに、三つのポリシーに反映させている。学則に掲げる目的を達成するために、「学生生活・学習支援センター」、メディアセンター、地域連携センター、経理研究所といった教育研究組織が整備されている。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

### 2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され入学試験要項やホームページなどで周知されている。

入試制度の詳細及び運用がアドミッション・ポリシーに即したものとなっているかどうかの検討は入試委員会で随時行われている。IR 推進委員会においても入学者選抜の妥当性についての検証が行われている。入試問題の作成は大学自らが行っており、外部機関による精査を全科目実施し、問題や解答例の適合性と大学の入試問題として適切な水準の確保を図っている。

入学者増に対応したクラス編成や教室変更、開講科目数の調整を行い教育の質を確保している。

### 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援ではオリエンテーション、ゼミナール形式授業、オフィスアワー、「学生生活・学習支援センター」、資格・検定試験対策講座などが教職協働により整備され適切に運用されている。

学修支援の充実では TA 制度とチューター制度、成績不良者対応、学修支援システム、学内情報環境整備、障がいのある学生への配慮、教員相互による授業参観、学生による授業アンケートなどが適切に実施され教職員の協働体制が図られている。オフィスアワー制度は全学的に実施され、時間帯が公表されている。

学年末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員及び「学生生活・学習

支援センター」が協力し個別に面談を行い原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援を行っている。中途退学、休学及び留年などへの対応策は適切に行われている。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

キャリア支援に関する教育課程として必修科目として 1 年次の「キャリアデザインⅠ」2 年次の「キャリアデザインⅡ」が配置されている。インターンシップも選択科目であるが設置されキャリア教育のための支援体制を整備している。

キャリアサポート室ではキャリアコンサルタントの有資格者を配置し、相談業務に当たっている。就職・進学に対する指導について、3 年次においては専門ゼミの担当教員による個人面談、4 年次においてはキャリアサポート室スタッフによる全員との個人面談を実施している。

また、改善のための現状把握、ニーズ調査のため、毎年卒業時のみならず、1 年経過、3 年経過後にキャリア支援の満足感や要望等を確認するためのアンケート調査を行っている。就職・進学に対する相談・助言体制は整備されており、適切に運営されている。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

##### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

「学生生活・学習支援センター」が設置され、学生サービスや厚生補導が行われている。健康面に関しては保健室が設置され、1 人の保健師が常駐して対応している。年 1 回、校医による健康相談会が実施されている。心の悩みについては「学生生活支援室」を設置し、カウンセラーを配置している。相談者の増加に伴い公認心理師 2 人体制で週 2 日の相談日を設けている。学生ピアサポーターの企画・運営のもと「自宅外通学者の集い」を実施することで仲間づくりのきっかけとなっている。

課外活動は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止していた「体育祭」「七夕祭」「彩霞祭」などのイベントが再開されている。イベントは学生全員が会員となる「学生会」が組織され経済面では後援会を通じて資金援助を行っている。

「ワーク・スタディ奨学金」をはじめとした各種奨学金により学生に対する経済的な支援が行われ学生が安心して勉学を継続できるための仕組みができている。

海外研修プログラムが再開され、五つの海外プログラムとオンライン交流プログラムが実施されている。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設は適切に整備され、かつ地域住民への開放も含め有効に活用している。各教室に情報機器関連設備が整備され必要なアプリケーションソフトがインストールされている。図書館には図書館情報システムが導入されている。図書館は土曜日にも開館しており、十分に利用できる環境を整備している。全ての校舎において無線 LAN が設置されネットワークが利用できる環境になっている。

施設・設備の利便性に配慮しており、全ての校舎及び体育館には、緩やかな勾配のスロープがあり、車椅子利用者も移動ができる。大講義室は車椅子に配慮し、左右の通路を広く確保している。

授業を行う学生数は教育効果を十分上げられる人数となっている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援に関する学生の意見、要望は授業アンケート、学生生活・満足度に関するアンケート、自己点検・評価委員会における学生からの直接意見聴取、意見箱の設置などにより学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。

心身に関する健康相談は保健室や「学生生活支援室」で対応している。小さな悩みや教職員には相談できないような相談はピアサポーターが対応している。経済的支援としては

「TUC 特待生制度」「ワーク・スタディ奨学金」、資格取得奨励金が用意されている。会計学科には「Haul-A 特待生制度」が用意されている。学生生活に対する学生の意見・要望は学生生活・満足度に関するアンケートなどによりくみ上げている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は同じく、学生生活・満足度に関するアンケートなどによりくみ上げている。改善に向け検討が行われた結果、施設に関する項目では高い満足度を維持している。ネット環境については無線 LAN 環境の整備を進め、大きな改善が行われている。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知については、大学、大学院ともにそれぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知を行っている。また、令和 4(2022)年度の新カリキュラムを踏まえた新しいディプロマ・ポリシーに沿って単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を適正に行っており、これらを基準として厳正な運用を行っている。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学、大学院ともカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要項やホームページなどを通じて周知されている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が適切に行われている。教養教育は基礎教育科目が配置され社会人基礎力、問題解決力を構成する三つの能力及び12の能力要素を明示的に科目内容に盛り込んでいる。令和6(2024)年度から授業時間及び回数に変更され、半期100分×14回授業制が導入されており、アクティブ・ラーニングを行う科目も導入・推進されている。教育方法、教育内容の検討など教育の質向上を目的として、年1回全員参加のFD研修会が実施されている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学、大学院ともに三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用が適切に行われている。特に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学生の学修状況・意識調査、外部アセスメントテスト、卒業生評価アンケート、学生生活・満足度に関するアンケートなどが実施されている。加えて、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・結果のフィードバックが適切に行われている。学生の修学管理用ポータルシステムの導入も進んでおり、今後、それを用いた学生の自己評価入力率の更なる向上への対応も画され工夫している。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が議長を務める大学協議会、大学教授会及び大学院教授会並びに大学教授会及び大学院教授会のもとに置かれた委員会等は各種規則に基づき適切に運営され、分散されたそれぞれの役割を担っており、学長のリーダーシップのもとで、三つの方針に基づく体系的で組織的な教育の展開、その成果の点検・評価を行い、教育及び学修の質の向上に向け改善に取り組んでいる。大学教授会及び大学院教授会は教育に関する主たる審議機関として、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議を行い、議長である学長に意見を述べている。また、各センター・委員会は各規則において定められた目的に基づき関連事項を協議し、教授会に報告を行っており、教学マネジメントにおいて、権限の適切な分散と責任の明確化がなされている。事務職員は教学活動を担う全てのセンター・委員会に構成員として参画し、教育職員とともに業務を遂行している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は設置基準を満たしており、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の配置を適正に行っている。教員の採用及び昇任は、「教育職員任用規程」「特別任用教育職員規程」「兼任教育職員規程」に定められている。また、「教育職員人事考課規程」に基づき、教員の職務実績について、客観的かつ継続的に把握することにより、これを教員の実力開発、指導育成、昇任選考等に反映し、公正な人事管理を行うとともに学校組織の活性化を図っている。

FD活動は「ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づき「FD推進委員会」を中心として組織的・全学的な活動として行われている。また、前期・後期の各学期終了時に学生による授業アンケートを実施しており、評価結果は各教員にフィードバックされ、授業改善につなげている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については「スタッフ・ディベロップメント規程」を定め、「SD 推進委員会」を中心に、専任教員・事務職員を対象とし、管理運営や教育・研究等の質の向上のために組織的な活動を実施し、SD 実施後にはアンケート調査を行うことで見直しを図っている。また、近隣大学と合同で SD 研修を開催することで、広い知見の獲得や能力の向上、大学業務の効率化・高度化に努めている。

#### 4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

研究環境については、全ての専任教員に個人研究室を設け、24 時間 365 日、個人研究室を利用できるように整備している。

研究倫理については、「研究倫理規程」「公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」を整備し、研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準を定めて運用している。

教育研究活動支援のために、「教員研究費」を専任教員全員に配分しているほか、「共同研究費」「教育改革研究費」「地域志向教育研究費」「海外研修旅費」といったさまざまな研究資源配分の制度を設けて運用している。

外部資金の導入に努め、科学研究費助成事業に申請、採択の実績を挙げている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

##### 【評価】

基準 5 を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は寄附行為第 3 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定めている。また、学則のほか関連諸規則を整備し、適切な運営を行

っている。情報公開に関しては、私立学校法などで定められた内容をホームページ上で公表している。

「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を策定し、建学の精神、使命・目的、各組織のあり方等を明確にするとともに、その適合状況を継続的に測る体制を整備している。環境保全に対しては、省エネ機器の導入等により配慮している。人権に関しては、ハラスメント相談員を置くなど教職員及び学生からの相談及び申立てに対応している。安全面では規則・マニュアルを作成し各種の危機を事前に防止するように努めている。

#### 〈優れた点〉

○法令で求められる情報に加え、教育関係のデータやアンケート結果などをホームページで積極的に公開していることは評価できる。

### 5-2. 理事会の機能

#### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

寄附行為第 11 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。大学では理事会の運営を円滑に行うため、「法人企画調整会議設置規則」に基づき「企画調整会議」を設置し、理事会の事前調整などを含め学校法人運営に関する重要事項に関する意見交換を行っている。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、理事会における理事の出席状況も良好な水準にある。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は法人の意思決定を円滑に行うため「企画調整会議」を設置しており、その構成メンバーは理事長、法人本部長、大学等各設置校の長となっており、また大学協議会には法人本部長が参加しており、法人と大学との意思の疎通及び相互チェックが適切に行える体制となっている。「企画調整会議」は理事長が主催しており、理事長がリーダーシップを発

揮できる体制になっており、同時に学長・法人本部長が理事長を支える体制になっている。大学では教授会をはじめ複数の委員会を設置しており、各分野の事案が協議される過程で各教職員の意見が反映される体制となっている。監事及び評議員は寄附行為の定めに従い選任されており、適切な職務執行がなされている。

#### 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学では令和 2(2020)年度に「学校法人高崎商科大学第 2 期中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」を策定し、裏付けとなる中長期的な財務計画に基づいた運営が行われている。学生の定員充足率が良好な水準にあり、収支バランスも安定しており、良好な財務基盤を確立している。外部資金の導入にも努めており、科学研究費助成事業などの競争的資金の申請も積極的に行われている。令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度にかけ、「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1 に採択されるなどの実績を挙げている。

#### 5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は会計処理に当たって、学校法人会計基準に基づき「経理規程」「経理規程施行細則」を定め、適正に処理されている。会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査により行われている。会計監査においては公認会計士、監事及び法人本部長等が連携、情報交換を図っている。当初作成した予算に関し毎年補正予算を編成し、かい離がある決算科目について見直しを実施している。監事は理事会、評議員会に毎回出席し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況等を監査している。

#### 基準 6. 内部質保証

##### 【評価】

基準 6 を満たしている。

## 6-1. 内部質保証の組織体制

### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

「内部質保証の方針」が大学協議会で令和 5(2023)年 6 月に確定されている。内部質保証の責任は大学協議会が担うこととした上で、具体的活動推進は恒常的な組織である自己点検・評価委員会が行うとされている。

学校法人の運営については、寄附行為に基づき行っている。法人運営をチェックするためのガバナンス・コードが制定されており、ガバナンス・コードの順守状況について点検・評価が行われ、その結果が「ガバナンス・コード適合（順守）状況」としてホームページで公開されている。

ホームページにおける情報公開のページでは、IR に関わる各種の情報が網羅的に公開されている。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育活動が三つのポリシーに基づき適切に機能しているかどうかについて、多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的とし、アセスメント・ポリシーが定められている。

毎年度自己点検評価書を作成し、ホームページにおいて公開している。IR 推進委員会を設置し、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルにおいて多分野にわたる具体的なデータを総合的に収集・活用している。それらのデータやアンケート結果は分かりやすく整理され、ホームページで公開されている。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

大学の内部質保証についてはアセスメント・ポリシーにより、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的に実施している。

学生等の内部の意見を施策に反映させるとともに、中期計画の進捗状況や、年度運営方針を踏まえて、学部・研究科全般の教育研究活動について詳細な議論が行われている。それらから100分授業の導入をするなど、適宜必要な改善が実施されている。

そのほか、さまざまな意見を取入れるため、外部の専門家を交えた外部評価委員会が設置されており、中長期計画の進捗状況、年度の運営方針を踏まえた大学・大学院の教育活動について総合的に意見を求めるなど多角的に質保証の試みに積極的に取り組んでいる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 地域連携

#### A-1. 大学が有している物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 地域連携を目的とした部署整備

A-1-② 大学が有している物的資源の社会への提供

A-1-③ 大学が有している人的資源の社会への提供

#### A-2. 地域社会との連携・協力関係の推進

A-2-① 包括連携事業の推進

### 【概評】

「商学で地域の人々を豊かにする」という使命を果たすために各自治体と連携して「観光まちづくり」とそれを推進する「人材づくり」というアプローチを用いて、地元企業のみならず、大手製菓メーカーとのプロジェクトや上信電鉄沿線地域との連携を通じた課題解決を行っている。「地域連携センター」を設け、大学・短大が共に活動を推進できるよう整備している。大学が有している物的資源の提供として、公開講座や寄付講座を開講している。大学が有している人的資源は、「SDGs 研修」の提供、「高校や小中学校に対する学習支援」の実施、「コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要」の発行などを通じて社会に提供されている。特に、課題発見・解決手法を学び、実際に取組んでいくことを可能とした「新事業創出カリキュラム」を、群馬県と共同で推進し成果を挙げている点は高く評価できる。

包括連携事業は積極的に行われており、地域連携業務の円滑な推進と改善を図るため、地域連携委員会を開催している。上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、観光まちづくりの推進に向け、さまざまな団体と意見交換を行っている。地元自治体や企業等の連携について、円滑かつ効果的に推進すべく、その方法等を検討する機会として、地域推進会議を設けている。

以上のように、群馬県高崎市・富岡市など上信電鉄沿線地域に大きな貢献を行っていることが、各種プログラムの形となって可視化されている。

## 基準B. 課外プログラム

### B-1. 経理研究所の活動状況と成果

#### B-1-① 経理研究所 会計教育プログラム

### B-2. 企業連携プロジェクトの活動状況と成果

#### B-2-① 3.5本の矢プロジェクト

#### 【概評】

経理研究所において公認会計士をはじめとした資格試験に多数の合格者を輩出している。会計に特化した「Haul-A プロジェクト」を通じて大学と商業科のある高校と協定を結んで提携している。会計教育プログラムの講義は大学の教員が担当している。学生が資格試験勉強に専念できる特別施設が用意されている。

課外プログラムを受講している学生は地域社会に貢献するなど高い志を持った上で資格試験に取り組んでいる。卒業生は高い知識とスキルを有し職業会計人として会計事務所や企業等で活躍している。

企業連携プログラム「3.5本の矢プロジェクト」は「課題解決型（PBL型）教育プログラム」を構築し、連携先企業や組織の課題解決に寄与している。また、各プロジェクトのプロセスでは、一人ひとりが主体的に取り組めるよう、学生全員が何かしらのリーダーを担当する「シェアド・リーダーシップ」を取入れている。学生の成長につながる学修効果が、学生のルーブリック評価等から確認できた。

新たな価値を創造できる人材を育成するため、情報を基盤とした社会への変化に合わせてながら、さまざまなプロトタイプを開発し、プログラムの充実を図っている。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用

本学の教職課程では、教育職員免許法並びに同法施行規則などの法令に基づいたカリキュラムを履修することにより、高等学校教諭 1 種免許状「商業」及び「情報」（経営学科のみ）を取得することができる。本学の建学の精神及び教育理念を踏まえて、次の 3 点を教育目標として掲げ、『教職課程履修の手引き』【資料 特 1-1】や本学ホームページにて情報公開している。

- ①教育に対する深い理解と強い情熱と使命感を持った教員の養成
- ②教育の専門家としての確かな力量と優れた教育技術を持った教員の養成
- ③総合的な人間力を持った教員の養成

商学部として掲げる育成する高校教員像は、下記の 5 点である。

- ①問題解決学習力と高い倫理性を持ち高度なビジネス教育ができる。
- ②教育学・心理学の高度な教職教養と専門性を身につけ、生徒理解につとめ、生徒の学習を支援するだけでなく学びを保証するための専門的知識とスキルを身につける。
- ③高度なデジタルリテラシーと情報処理能力を身につける。
- ④経営学・会計学など商学の高度な専門性すなわち専門的知識とスキルを身につける。
- ⑤予測困難な、VUCA な社会の到来を踏まえて、未来を想像でき、新しい概念や価値を構築できる教養と専門性を身につける。

なお、本学教職課程の卒業生は、地元小中高校を始め、全国各地で教員として活躍している。

また、本学教職課程の特徴の 1 つは、主に本学出身の現職教員と教職課程履修学生との関係性が強いことがあげられる。これは、正課外での教職課程行事、例えば学園祭時のシンポジウムや研究会の開催、教育実習のための模擬授業合宿など現職教員の招聘を積極的に行い、学生との交流を密に行うことで強い関係性が築けていると考えられる。在学生を対象とした新入生歓迎会、教育実習報告会、卒業生を送る会等による学年を越えての交流も積極的に行われていることも要因の 1 つと考えられる。

特に教職課程を履修する学生は高い学修意欲と、明確なミッションや志を動機とした「学び」のもとに懸命に研究する姿勢を身につけている。模擬授業合宿で先輩教員の指導・助言のもと、実践的指導力の基礎を体得し、その際作成した学習指導案や授業方法の検討及び所見等、成果の一部は「高崎商科大学教職研究年報」【資料 特 1-2】などの刊行物に掲載している。

以上のように、課程の教育目標や育成する高校教員像に向けて、学生は着実に力をつけており、本学教職課程は高い志を持った教師の輩出に寄与していると自己評価できる。

[エビデンス集・資料編]

【資料 特 1-1】 教職課程履修の手引き

【資料 特 1-2】 高崎商科大学教職研究年報